

国立研究開発法人情報通信研究機構の中長期目標の改正案に対する サイバーセキュリティ戦略本部の意見

平成 28 年 6 月 13 日
サイバーセキュリティ戦略本部決定

ますます複雑化・巧妙化するサイバー攻撃に対応し、サイバーセキュリティ対策の抜本的な強化を図るためには、「サイバーセキュリティ戦略」（平成 27 年 9 月 4 日閣議決定）等を踏まえ、関係機関の知見を活用していくことが必要である。

国立研究開発法人情報通信研究機構法及び特定通信・放送開発事業実施円滑化法の一部を改正する等の法律（平成 28 年法律第 32 号）により国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が行うこととされたサイバーセキュリティに関する演習その他の訓練については、サイバーセキュリティ人材の育成のために重要な役割を果たすものである。

その実施に当たっては、「サイバーセキュリティ戦略」及び「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）を踏まえ、組織や企業のニーズに対応した人材の育成に努めるとともに、「日本再興戦略 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）を踏まえ、IoT 時代に対応したセキュリティ人材を創出し、生産性革命に寄与することが求められる。

以上の考えに照らし、サイバーセキュリティ戦略本部としては示された中長期目標の改正案については妥当な内容である、と判断する。

なお、NICT が、この中長期目標を踏まえ適切に業務運営を行うよう、総務大臣に対し、以下の事項を要請する。

(1) サイバーセキュリティ演習の運用について、以下の点に留意すること。

- ① 演習の内容は、対象となる組織の実情や最新のサイバー攻撃の動向を踏まえたものとするほか、平成 32 年（2020 年）東京オリンピック・パラリンピック競技大会も見据え、組織横断的な調整能力や発生した事態に対するマネジメント能力等の向上にも配慮する等、より実効性の高いものとするよう努めるとともに、適時に見直しが行われること。
- ② 参加した組織に対し、サイバー攻撃の対応能力向上についてアンケート調査や聞き取り調査等を行い、これを NICT における知見や研究開発にフィードバックし、演習内容の改善に努めること。また、演習の着実な運用のため、必要な演習費用の確保や実施体制の充実に向けた検討を進めること。

- ③ 様々な主体が実施する演習について有機的連携が確保されたものとするよう、内閣官房内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）をはじめとする関係省庁との連携に努めること。
- (2) 改正後の中長期目標を踏まえた演習その他の訓練の実施状況については、年次報告において毎年度の実績をサイバーセキュリティ戦略本部に報告すること。また、NISCからの求めに応じて適宜報告を行うこと。
- (3) サイバーセキュリティ戦略等について、演習に関係する重要な改正がなされた場合は、その改正内容を踏まえ、必要に応じ、中長期目標の改正等の必要な措置を講じること。

以上